

質問回答書（1回目）

次の工事に関する質問に回答します。

令和6年11月1日

工事名：徳島小松島港赤石地区整備事業徳島小松島港荷役機械整備工事

路線名等：徳島小松島港（赤石地区）

工事箇所：小松島市和田津開町

番号	質問事項	回答
1	「表 2-1 新設クレーン許容車輪荷重」についてはB岸壁の許容輪重との理解でよろしいでしょうか。 また、A岸壁での応援荷役時は「表2-1新設クレーン許容車輪荷重」の作業時及び地震時の許容輪重を用いることでよろしいでしょうか。休止時（暴風時）はA岸壁に新設クレーンが進入せず、B岸壁上に係留されるものと理解しています。	仕様書のとおり、各岸壁における許容車輪荷重とする。
2	衝突防止装置は新設クレーン上に設置する機器を本工事の工事範囲として、既設クレーン上に設置する衝突防止装置及びそれに関わる既設クレーン改造工事は対象外と考えてよろしいでしょうか。	クレーン間衝突防止装置を設置するために必要な既設クレーンの改造工事は、本工事の範囲内とする。

番号	質問事項	回 答
3	クレーンを構成する部品の中には海外製品もあるため、一部の輸入製品の図面や説明書については、英文のものが含まれます。操作や日常の保守点検で支障がないように必要な部分を和訳することで対応させていただくことでよろしいでしょうか。	仕様書のとおり、使用する言語は日本語とし、英字のものが含まれる場合は、和訳することで対応してもよい。
4	国外製品で国内の拠点が無い場合、受注者の工場をパーツセンターとすることで対応してもよろしいでしょうか。	仕様書のとおりとする。なお、受注者の工場をパーツセンターとすることについては、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。
5	保証期間中の不具合発生時の初動対応として半日以内に電話もしくはメールでの対応とさせていただいてよろしいでしょうか。	仕様書のとおり、不具合等の発生時に対応ができる体制を整えること。
6	基本的には当該部に対して放射線透過検査を行いますが、該当箇所によっては、取り合形状や部分溶け込み溶接等の理由で放射線透過検査が困難な場合、健全な撮影結果を得られない場合がございます。その場合は、国内クレーンで多数採用実績のある超音波探傷検査で代替え対応させていただきます。	検査方法の変更については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。

番号	質問事項	回 答
7	電気設備においてはメーカーの検査成績表でよろしいでしょうか。	メーカーの検査成績表でよい。
8	現地で試験するようになっている1.6.10(1)について、工場内で組立が完了する項目が含まれております。工場内で組立完了する項目は、工場にて試験を実施してもよろしいでしょうか。(寸法不良が万が一あった場合、工場の手直しの方が容易なためです。また、現地で計測し寸法不良が万が一あった場合、手直し期間が必要になり納期に影響を与えるリスクがあります。)	仕様書のとおり、現地での試験が必要です。 ただし、事前に工場にて試験を希望する場合は、契約後、工場にて試験を実施できるよう関係部局と調整を行う。
9	定格荷重条件が3項目ありますが、条件として一番重い④の35.6tのみとしてよろしいでしょうか。 スプレッド約10.4t+35.6t=約46.0t > フックビーム約3.1t+40.0t=約43.1t	仕様書のとおり、不可条件毎に性能試験を行うこと。
10	PWMコンバータを設置している場合は、高調波の測定は不要ということでもよろしいでしょうか。	測定の要否については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。

番号	質問事項	回 答
11	<p>固有振動数計測の項目については対象外とさせていただきませんか。</p> <p>計測対象とする場合、測定の目的と想定されている計測方法をご教示ください。</p> <p>特に免震機構を設ける場合は、レベル1地震相当の荷重を付加しなければ作動しないため、免震機構作動状態の固有振動数計測は困難であると予想されます。</p> <p>また、計測される場合には計測により得られた固有振動数は参考値扱いとし、得られた固有振動数を用いての設計条件の見直しは行わないものと理解いたします。</p>	<p>固有振動数計測の項目については、対象外とせず、仕様書のとおり測定すること。</p> <p>測定は、実績がある方法で、契約後、監督職員等との協議の上、行うこと。</p>
12	<p>写真に入れる看板は黒板と電子黒板を併用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>黒板と電子黒板を併用してもよい。</p> <p>徳島県電子入札ホームページ（デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について）によること。</p>
13	<p>作業時の水平荷重は、作業時風荷重のみによるものとし、車輪側方力は考慮しないものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>車輪側方力を考慮すること。</p>

番号	質問事項	回 答
14	<p>走行レールの管理基準は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」に準ずるものとして考えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>港湾の施設の技術上の基準・同解説に準ずるものとして考えてよい。</p>
15	<p>大組立時、高所での作業となる鋼構造物同士の継手に関しては、摩擦接合ボルトを採用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>摩擦接合ボルトの採用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。</p>
16	<p>ドアの材質につきまして、国内のコンテナクレーンにて多くの使用実績があるアルミ製ドア（ハンドルは錠前付きのステンレス製）を採用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>アルミドアの採用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。</p>
17	<p>下記の箇所につきましては、スペースの都合上、階段の設置が困難なため、梯子を採用してもよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トロリ下部センサへのアクセス ・ テンションバー点検台へのアクセス ・ 機械室内の中2階（吸気ファン点検踊り場、天井クレーン点検踊り場）へのアクセス <p>また、運転室からトロリ上横行装置間のルートについては非常脱出路の為、梯子でのアクセスとさせていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>梯子の採用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。</p>

番号	質問事項	回 答
18	<p>ブーム上の起伏ロープの直近となる手摺について、25Aパイプを適用します。</p> <p>また、山形鋼に比べパイプ支柱は強度的に劣りますが、JISの設計基準を満足するように設計しております。</p> <p>具体的には、山形鋼の場合は通常2mピッチで手摺支柱を配置させていただいておりますが、パイプ材とした場合に剛性が落ちるため、支柱ピッチを1.6mとすることで山形鋼の適用部と同等の剛性を確保させていただいております。</p>	<p>手摺のパイプ適用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。</p>
19	<p>ドアの材質につきまして、国内のコンテナクレーンにて多くの使用実績があるアルミ製ドア（ハンドルは錠前付きのステンレス製）を採用としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>アルミドアの採用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。</p>
20	<p>ドアの内錠につきましては、過去に弊社製のクレーンを運用中に振動でドアが開く等の事例は発生していないため、内錠のないタイプのドアを採用としてもよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書のとおり、内錠等を付けること。</p>

番号	質問事項	回 答
21	密閉する主要鋼構造部はエアタイトテストが必要ですが、イコライザについては機械装置なのでエアタイトの対象外と考えてもよろしいでしょうか。	イコライザについても、エアタイトの対象とすること。
22	ドアの材質につきまして、国内のコンテナクレーンにて多くの使用実績があるアルミ製ドア（ハンドルは錠前付きのステンレス製）を採用してもよろしいでしょうか。	アルミドアの採用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。
23	国内の主要な電動機メーカーでは電動機端子函のステンレス仕様への対応はできません。電動機端子函はメーカー標準の屋外仕様の端子函とし、走行電動機全体を覆うSUS製カバーを設けることでよろしいでしょうか。	電動端子函のステンレス仕様の変更については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。
24	ブーム、ガーダの渡り部は、変形、耐久性を考慮して、日本製鉄規格の73kg/mレール（CR73K）を加工したレールを部分的に使用してもよろしいでしょうか。	加工したレールの部分的使用については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。
25	購入品についてはメーカー標準の重耐塩仕様としてもよろしいでしょうか。	メーカー標準の重耐塩仕様としてよい。

番号	質問事項	回 答
26	水平桁内に点検が必要となるぎ装品がない場合は、完全密閉（エアタイトテスト施工）としてもよろしいでしょうか。	仕様書のとおり、完全密閉せず、塗装すること。
27	表面処理が施されているボルト及びSUS製のボルトについては塗装しない事でよろしいでしょうか。	表面処理が施されているボルト及びSUS製のボルトの使用及び塗装については、契約後、監督職員等との協議により、個別に判断を行う。
28	本工事は、ご提示の現場説明書のとおり、建設副産物は発生しませんので、建設リサイクル法の対象外工事として取り扱い、仕様書記載の事項の適用外としてよろしいでしょうか。	建設副産物の発生が無ければ、適用外としてよい。